

子どもの権利と責任

ロサンゼルスから行政文書から

八 木 三 男

(一) アメリカ銃社会の子どもたち

一九九八年三月二十四日、南部アーカンソー州の人口五万人のジョーンズボロー市の中学校で、十一歳と十三歳の少年がライフル銃を乱射し、生徒四人、教師一人を殺し、十一人に重軽傷を負わせた。少年の一人は父親から狩猟のためのライフルの扱い方を指南されていた。『ロサンゼルス・タイムス』によると、アーカンソー州では未成年者の拳銃所持は禁じられているが、ライフルや散弾銃は可能で、親が銃に施錠することも法律で義務づけられていなかった、という。

また、五月二十一日の朝、オレゴン州の高校で、食堂に集まっていた生徒に向けて、学校に銃を持ちこんだ廉によって前日退学処分になった十五歳の少年が、テーブルの上からライフル銃を乱射し、生徒一人を殺害、二十三人に重軽傷を負わせた。また、自宅からは両親と見られる二人の遺体が発見された。

これらは銃社会としての特殊アメリカ的な事件である。全米教育統計センターと司法省統計局の学校内における犯罪の実態と安全性についての共同調査報告によると、他の生徒が銃を校内に持ちこんでいるのを知っていると答えた生徒は二二・七%である(九五五年)。

また、校内で麻薬が入手可能だとする生徒、なかでも十七、十八歳の生徒では七九％。五人中四人にのぼった。学校における麻薬汚染の深刻さを示す。

ワシントンにある非営利組織「子ども防衛基金」の資料では、九五年には三千二百人以上の未成年者が銃で殺されたという。ほとんどが大人による犯罪である。

三月二十三日の『新潟日報』が「ワシントン・共同」として伝えたアメリカ教育省による公立学校における少年犯罪調査報告は、あらためてアメリカの学校における少年犯罪の凄さを示す。概要は以下の通りである。

九六年九月以降の一年間にアメリカの公立小中高校の約一割で殺人やレイプなどの凶悪犯罪が発生している。これは千二百校あまりのアンケート調査を基にした推計値である。設問が「地元の警察署に通報した犯罪」を対象にしているため、実際の数値はもっと大きくなる。したがって、アメリカ政府が「二〇〇年までに、すべての学校から麻薬や暴力を追放する」とした目標の達成は困難であろう。

なお、治安のために警備員を常駐させたり、金属探知器を導入している学校は全体の二三％、麻薬や武器の携帯などで校則を破った場合、自動的に処罰される

「ゼロ寛容策」をなんらかのかたちで採用している学校は九四％にのぼる。

わたくしは九七年から九八年にかけて一時ロサンゼルスに滞在したが、街中のいかなる場所でも子どもだけで歩いている光景を一度も見かけなかった。まことに寒々とした景色といわざるをえないが、それはロサンゼルスが極端な車社会であり、犯罪の多い街という理由からだけではなく、子どもの街中徘徊、無断欠席を規制する条例 (Loitering／truncy ordinance) があるからである。ロサンゼルス市と郡の前記の条例によると、学校がある八時半から一時半までの間、義務教育以上十八歳未満の子どもが道路や公園、遊び場等すべての公共の場所でぶらぶら歩きをしていると、裁判所から呼び出されて二五〇ドルの罰金を科せられる。学校への無断欠席防止の意味もある。ただし、休日でも子どもだけで街にいくところをみたことがない。

ロサンゼルス市教育委員会は、公立小・中・高校と幼稚園の入学時に、児童・生徒と親に向けて「児童・生徒の権利と責任」と題するA4判一二ページのパンフレットを配布している、それによると、ロサンゼルス市の公立学校では統一して「ゼロ寛容策」(Zero

「Tolerance Policy」を採用し、金属探知器を導入しており、少年非行について厳しく対応していることが分かる。その内容の概略を紹介する。ただし、このパンフレットは一貫して子どもや親の権利について言及し、たとえば処罰をうける子どもの弁明する機会の保障や生徒や親に対する学校の情報公開等についてアピールしている。

〔二〕「児童・生徒の権利と責任」（ロサンゼルス教育委員会）

一、児童・生徒の非行

（一）つぎのような行為は法律によって禁じられている。

- ①銃、模型銃、ナイフ、爆発物、その他危険物の所持、売買および提供。
- ②窃盗、ゆすり、猥褻な行為、セクジュアルハラスメント等。
- ③学校や個人の財産を損壊すること、盗みや盗んだものを受け取ること。
- ④麻薬とその器具の所持、売買および提供。
- ⑤タバコの所持および喫煙。

その他、アメリカ社会でとくに神経質な問題である人種、民族、性別、宗教や障害を理由とする嫌悪や偏

見による犯罪については学校は決して許さないとしている。

（二）ゼロ寛容策

つぎの行為を行った生徒には校長が自動的に（not negotiable）「放校」を勧告する。

- ①銃等小火器の所持、ナイフを振り回すこと、統制品を売ること。

②とくにロサンゼルスではタバコ、アルコール類、麻薬についても「ゼロ寛容策」を適用する。校内等における使用、所持、売買は許されない。違反者は学校であるいは法的に処罰される。

（三）銃所持についての方策

銃（イミテーション銃、スタンガン等を含む）を所持していた場合は、放校と同時に逮捕される。ロッカ―、かばんあるいは自動車のなかから見つかった場合も所持とみなされる。

（四）停学

生徒に上記の非行があった場合、校長はいつでも生徒を停学に処することができる。ただし、処分のための会議が前提になる。そこでは生徒に停学理由が告げられ、弁明の機会が与えられる。停学は連続した授業

日の五日を超えてはならず、年間二十日以上にならないようにする。また、学校は停学処分を受けた生徒の親に知らせ、親と協議しなければならない。親との協議を欠いた停学処分は法律によって禁じられている。

(五) 転校 (略)

(六) 放校

校長が非行生徒に放校を勧告すると、事案は学校区委員会に送られ、そこで放校が相当と認められればさらに市の教育委員会に送致される。教育委員会が処分を決定する。放校期間は通常一学期間。そのあと生徒は再就学できる。

(七) 児童・生徒の権利と法による強制

停学、転校、放校いずれの場合にも生徒には弁明する権利がある。教育行政はその権利を行使する手続きの詳細を生徒に知らせる責任を負う。

いくらかの学校には独自の警官を配備しているが、なお、他の警察官が学校に来て、親の承諾なしに、生徒を逮捕したり質問したり学校から移送することができ。ただし、親や保護者に直ちに知らせなければならない。

(八) 金属探知器

合理的な理由や実際に事案がある場合、学校職員は武器を捜すために随時金属探知器で生徒やロッカーを調べることができる。

二、児童・生徒の権利

(一) 表現の自由

公立学校の生徒は演説、文書による表現の自由がある。印刷物(廻状、リーフレット、新聞等)や請願書の配布、表現のためにボタンやバッジ等を身につけること等。ただし、猥褻、誹謗中傷、名誉毀損になるもの、あるいは暴力を助長するもの、人種、民族、性、宗教的偏見に基づく表現は禁止。

(二) 教育委員会への生徒代表

男女各一名の高校生代表が教育委員会会議に出席し、児童・生徒に関する協議事項について意見を述べる。毎年九月から十月にかけて開かれる生徒体育指導者会議(Student Athletic Leadership Conference)で選出され、一年を通じて三回の連続した教育委員会会議に出席する。

(三) 学校の情報公開

親および成人(七五年発効の連邦法によれば一八歳以上)の生徒は自分の子どもあるいは自分に関する記

録の内容を閲覧し、その記録の正確なコピーを取得する権利を有する。支払可能な親からはコピー料を徴する。

また、親および成人の生徒は生徒の記録についての訂正もしくは削除を要求することができる。もしその要求が拒否された場合、上級の教育行政機関に訴えることができる。

(四) 妊娠したり、親になった生徒

標記の生徒は他の生徒と同じく教育を受ける権利と学校に出席する義務をもつ。前記のことを理由に学校の活動から排除されない。また、妊娠した生徒に対して選択できる特別のプログラムを用意する。

(五) その他(略)

(三) この文書をどうみるか

(一) この文書は、表紙裏の「生徒諸君へ」と題する囲みの呼びかけ文から始まる。大意は次のようである。「ロサンゼルス市が生徒諸君に良質の教育を提供するという最優先課題を実現するためには、学校は安全で学習によい環境でなければならぬ。そのためにすべての人の尊厳と品位を守るための法律とガイドライン

がなければならない。このパンフレットは学校生活に適応できるように諸君の基本的権利と責任を諸君に知らしめるために用意された。また、これは生徒のためだけではなく、両親や学校教職員のためのものでもある」。ロサンゼルス教育委員会が第一義的に考えているのは、学校の安全と平和および学習環境の保全である。

(二) この文書はロサンゼルスすべての公立学校に統一して適用される生徒の権利と責任についてのガイドラインである。このガイドラインの策定過程の民主主義、たとえば親や生徒がどのように参加したか、など、いまのわたくしにはそれを明らかにする用意がない。教育委員会会議に高校生代表の参加を認めているところから、日本と次元が異なることは推定できる。

(三) この文書では、たとえば「生徒非行」として、「ナイフの所持」を規定し、「ゼロ寛容策」の適用非行として「ナイフを振り回すこと」としているなど、行政文書として、生徒にも親にも学校にもきわめて分かりやすく具体的である。ロサンゼルスでは、ナイフを「武器」と規定している。日本の中学生のナイフも昔の肥後守と異なり武器以外の使用方法はなく、明確

に武器と規定する必要があるのではない。ただし、

日本が「銃社会の子どもたち」で触れたようなアメリカ社会とは質的に異なっているために、「ゼロ寛容策

「金属探知器」「学校ポリス」等を考慮外とするとしても、少なくともナイフの所持をどう考えるか等について、

早急に生徒、親、学校と教育行政との間の合意が必要だと思う。文部省が場合によっては警察と協力せよと一片の通達で一方的に処理する問題ではない。

(四) この文書が生徒・児童の権利を具体的に規定していることに注意する必要がある。たとえば、表現の自由をはじめ、放校についてという手続きで決定されるか、その間の生徒の弁明機会の保障など手続きが

具体的であること等、日本の学校や行政では無視されているものである。日本で体罰が法禁されているにもかかわらず横行するのは、被害生徒の告発手続きが生徒にも配布される行政文書で明文で指導されないから

でもあろう。

(五) この文書が日本ではさしづめ「権利と義務」というところを「権利と責任」といっているところも重要である。この場合の「責任」は児童・生徒を権利主体とみることと関連する。道徳的責任のほかに社会的

責任を考えてのことではないか。「放校」「停学」等ときに不利益または制裁を負わされることを指すと思われる。

(六) この文書が家庭教育の責任についてなんら容喙しないところも注目すべきだろう。「自立・自持」がアメリカの市民精神や家庭教育の拠りどころである。

中教審の中間報告「幼児期からの心の教育の在り方について」(九八年三月)が多くのページを割いて家庭教育について言及し、「会話を増やし、家庭の絆を深めよう」「父親の影響力を大切にしよう」などと、家庭の内部に立ち入らないという近代行政の原則を踏み

外し、大体が行政ができもしないことをいっている。今後はこの種の教育行政文書が賑わうのだろう。

(七) 最後に、さきの中教審の中間報告「今後の地方教育行政の在り方について」は、せっかく「学校が保護者や地域住民の意向を把握、反映するための仕組み」を提起しながら、「現行の教委や校長の権限を前提に」

助言を求めるなどと枠をはめ、親や地域住民の主体性を無視する。そこにはむろん児童・生徒はいない。児童・生徒の権利について一行も言及されない。

(やぎ みつお) いがた県民教育研究所所長